

介護予防・日常生活支援総合事業の弾力化等について

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）について、「介護保険制度の見直しに関する意見（令和元年 12 月 27 日社会保障審議会介護保険部会）」を踏まえ、国において対象者の弾力化等の見直しを実施しました。横浜市では、見直しの内容を踏まえ、次のとおり対応します。

また、介護保険サービス等の基準に関する厚生労働省令の改正が行われることから、本市においても、総合事業の基準に関する要綱の改正を行います。

さらに、横浜市訪問型生活援助サービス（サービス A）の従業者について、次のとおり拡大します。

1 総合事業の対象者の弾力化について

(1) 弾力化の内容

総合事業の介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、要支援者及び事業対象者とされており、要介護認定を受けると、それまで受けていた総合事業のサービスの利用が継続できなくなっていました。今回、本人の希望をふまえて地域とのつながりを継続することを可能とする観点から、「要介護認定による介護給付に係るサービスを受ける前から、総合事業の補助事業のサービスを受けていたもののうち、継続的にサービスを受ける要介護者（市町村が必要と認める者に限る）」が対象者に追加されました。

(2) 横浜市の対応

横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（サービス B 等）の対象者に、上記の対象者を追加します。

(3) 実施予定時期

令和 3 年 4 月 1 日

(4) 参考資料

介護保険法施行規則の一部を改正する省令の公布について（厚生労働省通知）別紙 1

2 総合事業の基準に関する要綱の改正について

(1) 改正の概要

総合事業の訪問介護相当サービス、訪問型生活援助サービス及び通所介護相当サービスは、介護保険の居宅サービス等の基準に準じて、本市の要綱で基準を定めています。

介護保険サービス等の基準に関する厚生労働省令の改正が行われることから、総合事業においても、居宅サービス等の基準の改正に準じて、本市の要綱の改正を行います。

改正内容については、議題 2 の訪問介護及び通所介護に係る改正内容と同様です。

(2) 実施予定時期

令和 3 年 4 月 1 日

3 横浜市訪問型生活援助サービス（サービスA）の従業者の拡大について

(1) 従業者の拡大内容

介護予防・生活支援サービス事業のうち、横浜市訪問型生活援助サービス（サービスA）の従業者については、介護福祉士、介護保険法施行令第3条第1項に規定する者（※1）、一定の研修（※2）を修了した者としています。今回、入門的研修（基礎講座及び入門講座）（※3）を修了した者を従業者に追加します。

※1 介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修の課程を修了した者等

※2 指定事業者等において実施する、横浜市が定める標準テキスト等を用いた講義及び必要な同行訪問による研修

※3 介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶ研修（詳細は別紙3を参照）

(2) 拡大の理由

横浜市訪問型生活援助サービス（サービスA）は、介護人材の不足を解消するため、訪問介護員等に加えて、訪問介護事業所が実施する一定の研修を修了した方にも担っていただき、介護人材のすそ野を広げるといった考え方に基づいて実施しています。しかし、訪問介護事業所が一定の研修を実施することは、訪問介護事業所の負担となっているとの意見が寄せられています。これを踏まえて、一定の研修と同等の研修である入門的研修を横浜市が実施し、入門的研修の修了者を横浜市訪問型生活援助サービス（サービスA）の従業者とすることにより、介護人材のすそ野を広げるとともに、訪問介護事業所の負担軽減を図ります。

<人員の基準（抜粋）>

	訪問介護、 訪問介護相当サービス	訪問型生活援助サービス (サービスA)
従業者の員数	常勤換算 2.5 以上	必要数
従業者の資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉士 ・ 実務者研修修了者 ・ 介護職員初任者研修修了者 ・ 生活援助従事者研修修了者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉士 ・ 実務者研修修了者 ・ 介護職員初任者研修修了者 ・ 生活援助従事者研修修了者 ・ 一定の研修修了者 ・ 入門的研修修了者

(3) 実施予定時期

令和3年4月1日

(4) 参考資料

ア 訪問介護員に関する研修について 別紙2

イ 介護に関する入門的研修の実施について（厚生労働省通知） 別紙3

4 参考：横浜市の介護予防・生活支援サービス事業一覧

	サービス	事業概要
よる指定事業者によるサービス	横浜市訪問介護相当サービス（従前相当）	専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防訪問介護に相当するサービス（訪問介護員等によるサービス）を実施します。
	横浜市通所介護相当サービス（従前相当）	専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防通所介護に相当するサービス（（地域密着型）通所介護事業者の従業者によるサービス）を実施します。
	横浜市訪問型生活援助サービス（サービスA）	必ずしも専門的なサービスが必要でない方に、訪問介護員等に加えて、一定の研修修了者又は <u>入門的研修修了者</u> が生活援助を行います。
補助事業	横浜市訪問型支援（サービスB）	住民主体のボランティア等が定期的にご自宅に訪問し、買物や掃除、洗濯、調理など、日常生活の支援を行います。
	横浜市通所型支援（サービスB）	住民主体のボランティア等が行う地域のサロンなどで、体操や趣味の活動など介護予防につながる活動に参加できます。
	横浜市配食支援（その他の生活支援サービス）	住民主体のボランティア等が定期的にご自宅に訪問し、栄養改善を目的とした配食などを行います。
	横浜市見守り支援（その他の生活支援サービス）	住民主体のボランティア等が定期的にご自宅に訪問し、安否確認や見守りを行います。
	横浜市訪問型短期予防サービス（サービスC）	早期介入による閉じこもり予防・改善、社会参加の促進、介護予防を目的に、区福祉保健センターの看護師、保健師が3～6か月の短期間、訪問して支援を行います。本人の状態にあわせて、運動機能の維持改善や健康管理のための支援、地域の通いの場等多様なサービスへの参加支援などを行います。

老発 1022 第 1 号
令和 2 年 10 月 22 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

介護保険法施行規則の一部を改正する省令の公布について (通知)

「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和元年 12 月 27 日社会保障審議会介護保険部会。以下「意見書」という。)を踏まえ、介護保険法施行規則の一部を改正する省令(令和 2 年厚生労働省令第 176 号。以下「改正省令」という。)が本日公布されたところである。

改正省令の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村(特別区を含む。)を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

1 第 1 号事業に関する見直し

(1) 第 1 号事業の対象者の弾力化

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する第 1 号事業(以下「第 1 号事業」という。)の対象者について、意見書において、「現在、総合事業の対象者が要支援者等に限定されており、要介護認定を受けると、それまで受けていた総合事業のサービスの利用が継続できなくなる点について、本人の希望を踏まえて地域とのつながりを継続することを可能とする観点から、介護保険の給付が受けられることを前提としつつ、弾力化を行うことが重要」とされたことを踏まえ、所要の改正を行う。

(2) 第 1 号事業のサービス価格の上限の弾力化

第 1 号事業のサービス価格の上限について、意見書において、「国がサービス価格の上限を定める仕組みについて、市町村が創意工夫を発揮できるようにするため、弾力化を行うことが重要」とされたことを踏まえ、所要の見直しを行う。

2 在宅医療・介護連携推進事業に関する見直し

法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号の規定により、地域支援事業の 1 つとして実施している介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「則」という。)第 140 条の 62

の8に規定する在宅医療・介護連携推進事業について、意見書において、「市町村において、地域の実情に応じ、取組内容の充実を図りつつ、PDCA サイクルに沿った取組を更に進められるよう、現行の事業体系の見直しが必要」とされたことを踏まえ、所要の改正を行う。

第2 改正の内容

1 第1号事業に関する見直し

(1) 第1号事業の対象者の弾力化（則第140条の62の4関係）

第1号事業の対象者に、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービスを受ける前から市町村の補助により実施される第1号事業のサービスを継続的に利用する居宅要介護被保険者を追加することとする。

(2) 第1号事業のサービス価格の上限の弾力化（則第140条の63の2関係）

第1号事業のサービス価格について、国が定める額を勘案して市町村が定めることとする。

2 在宅医療・介護連携推進事業に関する見直し（則第140条の62の8関係）

市町村は、在宅医療及び介護が円滑に切れ目なく提供される仕組みの構築を目的として、他の地域支援事業等と連携して（1）から（4）の事業を実施することとする。

(1) 在宅医療・介護連携に関して、必要な情報の収集、整理及び活用、課題の把握、施策の企画及び立案、医療・介護関係者に対する周知を行う事業

(2) 地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

(3) 在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行う事業

(4) 医療・介護関係者間の情報の共有を支援する事業、医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携に必要な知識の習得及び当該知識の向上のために必要な研修を行う事業その他の地域の実情に応じて医療・介護関係者を支援する事業

※ なお、第2の改正内容を踏まえ、「介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るための指針」（平成27年厚生労働省告示第196号）、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知）及び「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発0609第1号厚生労働省老健局長通知）等についても必要な見直しを行い、追ってお示しする予定である。

第3 施行期日

改正省令は、令和3年4月1日から施行する。

訪問介護員に関する研修について

別紙2

名称	介護職員初任者研修	130時間	生活援助従事者研修	59時間	介護に関する入門的研修	21時間	横浜市生活援助サービス標準テキスト	14～16時間
科目	職務の理解	6時間	職務の理解	2時間	介護に関する基礎知識	1.5時間	職務の理解と職業倫理	1時間
	介護における尊厳の保持・自立支援	9時間	介護における尊厳の保持・自立支援	6時間			尊厳の保持と自立支援	1時間
	介護の基本	6時間	介護の基本	4時間	介護の基本	1.5時間	介護保険制度の理解	1時間
	介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9時間	介護・福祉サービスの理解と医療との連携	3時間				
	介護におけるコミュニケーション技術	6時間	介護におけるコミュニケーション技術	6時間			コミュニケーション技術	1時間
	老化の理解	6時間	老化と認知症の理解	9時間				
	認知症の理解	6時間			認知症の理解	4時間	認知症の理解	2時間
	障害の理解	3時間	障害の理解	3時間	障害の理解	2時間		
	こころとからだのしくみと生活支援技術	75時間	こころとからだのしくみと生活支援技術	24時間	基本的な介護の方法	10時間	生活支援技術	4時間
	振り返り	4時間	振り返り	2時間				
							高齢者の理解	1時間
				介護における安全確保	2時間	リスクマネジメント、緊急時の対応	1時間	
						同行訪問	2～4時間	
国の説明	介護職員初任者研修は、介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的として行われるものである。		生活援助従事者研修は、生活援助中心型のサービスに従事する者の裾野を広げるとともに、担い手の質を確保できるようにするため、生活援助中心型のサービスに従事する者に必要な知識等を習得することを目的として行われるものである。		介護に関する入門的研修は、これまで介護との関わりがなかった者など、介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるよう研修を実施し、介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護の業務に携わる上での不安を払拭することにより、多様な人材の参入を促進するため行うものである。		-	
研修の目的・ねらい	旧ホームヘルパー2級に相当する、介護実務の入門的資格		訪問介護の「生活援助」の部分を中心としたサービスの担い手を育成するための研修		介護現場での就労の際に求められる最低限度の知識・技術を習得し、安心して介護職員として就労できるようにするために実施		「総合事業」の横浜市訪問型生活援助サービス(サービスA・緩和した基準によるサービス)に従事するために実施	
研修実施機関	都道府県または都道府県が指定した研修事業者		都道府県または都道府県が指定した研修事業者		都道府県、市区町村(委託による実施も可)		市で作成した標準テキストを使用して、各サービス事業者が実施	
研修を終了して従事できる職	訪問介護員(ホームヘルパー)		訪問介護員(ホームヘルパー)		横浜市訪問型生活援助サービス従事者		横浜市訪問型生活援助サービス従事者	

【従事できるサービス】

訪問介護(身体介護) 対象:要介護、要支援、事業対象者	○		×		×		×
訪問介護(生活援助) 対象:要介護、要支援、事業対象者	○		○		×		×
横浜市生活援助サービス 対象:要支援、事業対象者	○		○		○		○
入所施設・通所施設等 (資格要件のない職種に限る) 対象:要介護、要支援、事業対象者、一般高齢者	○		○		○		○

社援基発 0330 第 1 号
平成 30 年 3 月 30 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
（ 公 印 省 略 ）

介護に関する入門的研修の実施について

「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」（平成 29 年 10 月 4 日 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書）では、介護人材のすそ野の拡大に向けて、介護未経験者が受講しやすい入門的研修の導入の必要性が提言されており、「この入門的研修の内容については、できるだけ基本的な内容とするとともに、介護未経験者が介護分野への参入の障壁となっていることを払拭できるような内容とすることが重要」とされている。

今般、当該報告書を踏まえ、より多くの方が介護を知る機会とするとともに、介護分野で働く際の不安を払拭できるようにし、多様な人材の確保に向けて、介護分野への介護未経験者の参入を促進するため、下記の通り介護に関する入門的研修の実施に関する基本的な事項を定めたので、地域医療介護総合確保基金を活用のうえ、積極的に実施していただくとともに、管内市区町村、関係機関、関係団体等に対して周知願いたい。

記

1. 入門的研修の目的

介護に関する入門的研修（以下「入門的研修」という。）は、これまで介護との関わりがなかった者など、介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるよう研修を実施し、介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護の業務に携わる上での不安を払拭することにより、多様な人材の参入を促進するために行うものである。

2. 入門的研修の主な対象者

入門的研修の主な対象者は、企業等で定年退職を予定している者や、中高年齢者、子育てが一段落した者などが考えられる。

なお、この他、地域住民や学生などにも幅広く研修を実施いただくことも可能である。

3. 実施主体

入門的研修の実施主体は、都道府県及び市区町村とする。ただし、民間団体への委託により実施することもできる。

また、民間団体への委託により実施する場合には、研修の趣旨や目的を的確に理解し、研修内容を適切に実施できる講師を確保している民間団体を選定するものとする。

4. 研修内容及び研修時間数

	研修科目	研修時間数	研修内容
基礎講座	介護に関する基礎知識	1.5時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護に関する相談先（市区町村の窓口、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所） ○ 介護保険制度の概要（サービスの種類、利用手続き、利用者負担など） ○ 介護休業制度などの仕事と介護の両立支援制度の概要（介護休業や介護休暇などの内容や利用手続きなど）
	介護の基本	1.5時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護における安全・安楽な体の動かし方（ボディメカニクスの活用） ○ 介護予防・認知症予防に使える体操（介護予防の理解、手軽に取り組める指先や手などを使った体操の紹介）
入門講座	基本的な介護の方法	10時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護職の役割や介護の専門性 ○ 生活支援技術の基本（移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等に係る介護や支援の基本的な方法） ○ 老化の理解（老化に伴う心身機能の変化と日常生活への影響など）
	認知症の理解	4時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症を取り巻く状況（認知症高齢者の今後の動向や認知症に関する施策など） ○ 認知症の中核症状とBPSD、それに伴う日常生活への影響や認知症の進行による変化 ○ 認知症の種類とその原因疾患、症状、生活上の障害などの基本的な知識 ○ 認知症の人及びその家族に対する支援や関わり方
	障害の理解	2時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害の概念や障害者福祉の理念（ノーマライゼーションやICFの考え方）

		○ 障害特性（身体、知的、精神、発達、難病等）に応じた生活上の障害や心理・行動の特徴などの基本的な知識 ○ 障害児者及びその家族に対する支援や関わり方	
	介護における安全確保	2 時間	○ 介護の現場における典型的な事故や感染など、リスクに対する予防や安全対策、起こってしまった場合の対応等に係る知識 ○ 介護職自身の健康管理、腰痛予防、手洗い・うがい、感染症対策等に係る知識
	合計時間数	2 1 時間	

5. 修了証の発行について

基礎講座及び入門講座の研修を修了した研修受講者に対して、修了証明書を発行するものとする（修了証の雛形は別紙を参照）。

6. その他の留意事項

- (1) 入門的研修の実施後、介護分野での就労を希望する者については、介護施設・事業所とのマッチング支援の実施などにより、研修修了者の介護分野への参入を支援すること。マッチング支援の実施の際には、事業者団体や都道府県福祉人材センター等と連携を図ること。
また、入門的研修修了者については、介護福祉士等の届出制度を活用して、都道府県福祉人材センターに対する届出を受け付けることとしているので、研修修了者に対して当該届出制度の周知を図るよう努めること。
- (2) 入門的研修は、基礎講座及び入門講座の二段階に分けていることから、企業等で働いている者を対象に講座を開催する場合には、基礎講座のみを実施するなど、柔軟に研修を実施することも可能であること。
- (3) 入門的研修修了者については、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）」（平成 30 年 3 月 30 日老振発 0330 第 1 号厚生労働省老健局振興課長通知）Ⅰの 6（6）及びⅡの 6（4）に基づき、各都道府県の判断により、介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修課程の一部を免除することができるものとされていること。

修 了 証 明 書

氏名

年 月 日生

上記の者は、介護に関する入門的研修
〔基礎講座及び入門講座〕

を修了したことを証明する。

年 月 日

都道府県知事・市区町村長 名

(入門的研修実施事業者名)